

第3回金属盗対策に関する検討会

1 日時

令和7年1月7日（火）午前10時30分から午前11時30分まで

2 場所

警察庁第1会議室

3 有識者委員

飯島 淳子	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
興津 征雄	神戸大学大学院法学研究科教授
鎮目 征樹	学習院大学法学部教授
谷平 竜幸	一般社団法人日本鉄リサイクル工業会副会長
福田 隆	非鉄金属リサイクル全国連合会常任理事

4 警察庁出席者

檜垣 重臣	生活安全局長
大濱 健志	長官官房審議官（生活安全局担当）
松田 哲也	長官官房審議官（刑事局・犯罪収益対策担当）
阿波 拓洋	生活安全局生活安全企画課長

5 関係省庁

経済産業省製造産業局金属課
経済産業省製造産業局産業機械課素形材産業室
経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課
環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

6 議事概要

(1) 事務局からの説明

事務局から資料に基づいて説明があった。

(2) 自由討議

「金属盗対策に関する検討会報告書（案）」の取りまとめに際し、有識者委員からの主な発言は以下のとおり。

- 立法に際しては常に生じる問題であるが、金属盗の被害が生じており、権利利益の侵害が生じているため、その対応が必要であるという一方の極と、規制を導入することによって業者に不自由が生じるという極があり、その両者の利益をどのように調整するかということが問われる。その中で、関係業者へのヒアリング等も行い、これまでの検討の内容を十分に踏まえ、規制の実効性を確保しつつ、生じる不自由

や不利益を最小限にとどめる方向で本報告書がまとめられており、賛成である。また、行政法の分野では、今回の有識者会議のように専門的知見を集めて一つの政策の方向性を考えることに加えて、広く一般の意見を聴取することが正統性の担保にもなると考えられているところ、今回の報告書案は、パブリック・コメントには付さないとのことだが、立法措置を見据えた提言については、国会において国民の代表者により行われる法案審議や、法律が成立した後にその委任を受けて下位法令を制定する際の行政手続法に基づく意見公募手続がそれに代わるものになると理解しており、特に問題はないと考える。

- 手当での必要性、被害の深刻さなどを踏まえて、必要最小限としてどのくらいの法的手当てが必要なのかということが報告書で示されており、ぜひこの成果を新規立法という形で結実させていただきたい。

犯行用具の規制に関しては、警察の取締指針をぜひ今後示していただきたい。また、一般の国民の方がこういったものを持ち歩くということは考えにくいですが、国民に余計な不安を与えないように、例えば、ホームセンター等でボルトクリッパーやケーブルカッターを販売する際に、正当な理由がなく隠し持つと何年以下の拘禁刑で罰せられる可能性があることを周知するといったことを検討していただくと対応として丁寧になるのではないかと考える。

- まずは銅を対象品目にするという点だが、今後、できれば明確に、銅の含有量に関する基準を示していただきたい。また、取引時の本人確認は顔写真付きのもので行うということを明確にいただけると事業者としても非常に対応しやすい。最後に、真ちゅう製の蛇口や水道メーターといったものの盗難が今後増えていくのではないかとすることは、念頭に置いておいていただきたい。

- この報告書において示された規制の方向性は、業界が適正化されて、持続可能な業界になるためにも、必要なものではないかと認識している。その中で、今後、今回は銅に限定してスタートするという点で、そもそも対象となる銅とは何なのかという定義をしっかりとまとめていただきたい。また、金属くず買受業者に対する盗難情報の共有については、警察から業界団体に対してなるべくタイムリーに共有していただけるような仕組みを設けていただきたい。最後に、やはり未届業者が必ず出てくると思われるので、未届業者の摘発をしっかりとやっていただきたい。

- この金属盗対策は、いわゆる「トクリュウ」対策の一環ということの位置付けも得て、迅速な対応が求められていると受け止めている。ただ、この金属盗対策について、もっと掘り下げて検討すべき部分というのは残っているだろうと考える。犯行に及ぶ人々を排除するだけではやはり問題はなくなるであろうし、例えば外国人施策といったアプローチも含めて、より長期的な課題としてこの問題を考えていく必要があると考えている。報告書の最後にある「時代の変化に合わせて」検討を続けて

いくというところに、そういう思いも込められているものと受け止めている。

(3) 生活安全局長挨拶

檜垣生活安全局長から、閉会の挨拶があった。

以 上